

熊本市における生活支援コーディネーター・協議体 の設置について（案）

1. 第1層（市町村区域）

（1）協議体

熊本市域全体としての資源開発、ネットワーク構築の推進のため、熊本市が設置する。

2. 第2層（包括支援センター圏域）

（1）生活支援コーディネーター

地域包括支援センター職員として各1名設置する。

（平成27年10月以降）

（2）協議体

地域包括支援センターに設置されている地域運営協議会や、その部会として、自治会長、民生委員児童委員、介護事業所、校区社協長等をメンバーとして、地域包括支援センターが設置する。